

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた検討体制構築準備会合
ワーキングチーム（第3回） 議事要旨

1. 日 時 令和6年4月17日（水）11:00～12:00

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

永富 直樹	山口県総合企画部長
伊藤 正樹	愛知県一宮市総務部長
深澤 文仁	秋田県美郷町企画財政課長
浦上 哲朗	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
折田 裕幸	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
松田 洋平	内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官
山崎 琢矢	デジタル庁統括官付参事官
吉浜 隆雄	デジタル庁統括官付参事官
植田 昌也	総務省自治行政局住民制度課長
君塚 明宏	総務省自治行政局行政経営支援室長
志賀 真幸	総務省自治行政局地域情報化企画室長 併任 地域 DX 推進室長

4. 議事概要

松田ワーキングチーム・メンバー（デジタル行財政改革会議事務局）、瀧島ゲストメンバー（デジタル行財政改革会議事務局）、志賀ワーキングチーム・メンバー（総務省）、永富ワーキングチーム・メンバー（山口県）及び伊藤ワーキングチーム・メンバー（愛知県一宮市）からそれぞれ提出資料に基づき説明した後、ワーキングチーム・メンバー間で意見交換を行った。ワーキングチーム・メンバーからの主な発言は以下のとおり。

<ワーキングチーム・メンバーからの主な発言>

○検討項目2-1「共通化すべき業務・システムの基準」に関する追加意見

- ・ 情報システム担当から次のような意見があったので、紹介する。SE 不足により事業者が撤退するという事態が発生しており、事業者における人材の確保が最重要ではないか。他方で、国保中央会の市町村事務処理標準システムは、事務の簡素化につながった例もあった。自治体システムを扱う事業者と歩調を合わせる必要があるのではないか。
- ・ 標準化前の国保中央会の市町村事務処理標準システムは、評価する団体もあったが、BPR を行わないで導入する等様々な課題があり、反発も大きかったという事実もあった点を留意する必要があるのではないか。

○検討項目2-2「国と地方の費用負担の基本的な考え方」に関する意見

- ・ 共通化するシステムは全国の一定程度の地方公共団体の利用が見込めるシステムであるという前提で考えれば、開発に係る経費は国、利用に係る経費は地方公共団体で負担するのが望ましいのではないか。

- ・ 共通化の対象となるものが、各自治体が従前からあるシステムなのか、これから新たに開発しようとするシステムなのかによって、考え方は変わるので、しっかり整理した上で議論が必要ではないか。
- ・ 第33次地方制度調査会では、20業務の標準化のようにほぼ全団体が利用するものをイメージして、「全国的な共通基盤については地方の創意工夫を活かしつつ、国が制度面、財政面を含め、積極的にその役割を果たすことが必要である」と記載されている。他方、手上げ方式のものをイメージして、「地域の課題解決を行う先駆的、革新的なアプリケーションのうち、多くの地域で有用なものについては、地方公共団体間で容易に横展開されるようにし、特に汎用性の高いものについては、全国の地方公共団体で活用されるようにするため、国として支援していくことが考えられる」と記載されている。費用負担についても、このように区別する考え方が参考にできるのではないか。
- ・ 20業務のシステムの標準化の移行は、まだ地方の費用負担にかかる懸念が解消されていないので、まずその懸念の払拭に向けて財政的な支援が確実に行われるような道筋をつけるべきではないか。
- ・ 20業務のシステムの標準化については、手厚く国が費用負担をしたが、これが基本になるとしても、本当にこのやり方が良かったのかというところは顧みる必要はないか。次のステップに、各自治体も踏み出してはいけないのではないか。
- ・ 国が主導して全国で進めていくことが望ましい、新たな業務・システムの共通化の取組については、システム構築に係る初期投資や検証費用を、国が負担し、地方が負担金制で利用するという形が望ましいのではないか。具体的には、地方自治体ごとにシステムが乱立しないように、国がしっかりと制度設計を行った上で提示をし、先行的・試行的に導入する自治体を決め、そこで得られた成果や実績をベースに、費用対効果を検証し、トータルコストの見える化をする。その上で、国と地方が協議し、運用に係る地方負担を具体的に決め、使いたい自治体がそれに乗っていくというやり方がいいのではないか。
- ・ 共通化のパターンAは、緊急時の対応であり、地方自治体の費用に関する事務負担を軽減するために国負担とすべきではないか。
- ・ 共通化のパターンBは、共通的なSaaS型のサービスであり、人口規模で費用設定し自治体が事業者を利用料を支払うというパターンと理解。その利用を促進するためには省庁で補助制度を設けることや、デジ田交付金のような補助額の算定における加点をしてはどうか。
- ・ 初期費用を按分すると、小規模な自治体の参加が困難になる。地方自治体全体での利用を進めるならば、配慮が必要ではないか。
- ・ 既存システムがある場合、共通SaaSに移行するための移行経費が一番のネック。各自治体の負担が大きくならないように手当をする必要があるのではないか。
- ・ 利用料においても、人口割や均等割など、財政規模等を考慮した按分が必要ではないか。
- ・ 海外事業者のクラウド基盤の活用が想定されるため、国による、運用管理に係る窓口支援体制の構築も必要ではないか。

○検討項目2-3「地方におけるデジタル人材確保」に関する意見

- ・ 特に、職員数の少ない町村では人材不足は共通の課題であり、広域的な観点での人材の確保や取組に対する国の支援が必要。
- ・ 自治体は、職員が担うべきことと、外部に依頼すべきことを整理して、人材育成や確保を進めるべき。
- ・ 人材の確保や派遣に当たっては、大局的な視点で支援するアドバイザー的な方ではなく、日常業務（例えば仕様書の作成や確認、日常の軽微なシステム保守など）に対応でき、かつ自治体の業務にもある程度精通した方の派遣が、ニーズが高く、有益なものになるのではないか。
- ・ 地域の事業者は、ビジネスモデルの転換が必要になってくるとの声も聞く。地域の事業者にはSEだけでなく、システムの理解とその現場の自治体実務の理解もある営業担当もいる。地域の事業者がビジネスモデルを転換していく中で、都道府県が広域的に市町村を支援していくような外部人材の枠組みを考えられないか。
- ・ 地域の事業者は、フットワークが軽く、有用ではないか。
- ・ 各都道府県でそれぞれ工夫して独自に人材確保に向けた取組を進めているので、国は地方に対して一律的にこういう形でやらないといけない、という形ではなく、既に進んでいる地方の取組を強化できるような形で支援することを基本とすべき。
- ・ 現場のニーズはどんどん変わる。画一的なやり方ではなく、自治体のニーズに沿うような形で丁寧に聴き取りをして、人材派遣をする、柔軟性や自由度の高い仕組みを作るべきではないか。
- ・ 国による支援について、利用回数の上限をさらに増やし、伴走型の支援とすべき。
- ・ 人材確保に対する支援は、地域のスキームにあった自由度の高い制度設計や財政支援にすべき。特に、財政支援については、既存・新規の取組を問わず、拡充をすべき。

以上